

議案第 6 9 号

山都町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

山都町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 3 0 年 1 2 月 6 日提出

山都町長 梅 田 穰

(提案理由)

ごみ処理手数料を有料とし、ごみの排出抑制を図るため、山都町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

山都町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 17 年山都町条例第 104 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条を次のように改める。

（一般廃棄物の処理手数料）

第 9 条 町が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分については、手数料を徴収する。

2 手数料の額は、次のとおりとする。

（1） ごみ

種別		手数料
一般家庭廃棄物	可燃物	指定収集袋 45 リットル用 1 枚につき 20 円 指定収集袋 20 リットル用 1 枚につき 10 円
	不燃物	指定収集袋 30 リットル用 1 枚につき 20 円
	資源物	指定収集袋 45 リットル用 1 枚につき 12 円
	粗大ごみ	指定収集シール 1 枚につき 300 円
一般家庭から排出されたごみで、 臨時に小峰クリーンセンターへ自 ら搬入するもの		10 キログラムまでは 100 円（消費税相当額を 含む。）とし、10 キログラムを超える場合は、 その超える部分について 10 キログラムごとに 100 円を加算する。
事業系一般廃棄物で、小峰クリー ンセンターへ搬入するもの		

備考 指定収集袋及び指定収集シールの 1 枚当たりの額は、消費税相当額を

含まない額とする。

- (2) し尿 1 リットルにつき 10.8 円（消費税相当額を含む。）ただし、処理量に乗じて得た額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。

第 13 条を第 15 条とし、第 10 条から第 12 条までを 2 条ずつ繰り下げ、第 9 条の次に次の 2 条を加える。

（指定収集袋等による手数料の納付）

第 10 条 ごみの収集、運搬及び処分にかかる手数料については、町が指定するごみ袋（以下この条において「指定収集袋」という。）又は粗大ごみに貼るシール（以下この条において「指定収集シール」という。）を購入する方法により、納付するものとする。

- 2 指定収集袋及び指定収集シールの取扱いに関し必要な事項は、規則で定める。

（手数料の減免）

第 11 条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

- (1) ボランティア清掃により生じた一般廃棄物を処分しようとするとき。
(2) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により生じた一般廃棄物を処分しようとするとき。
(3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が公益上必要と認めるとき。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

現行	改正後（案）													
（一般廃棄物の処理手数料）														
第9条 町が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分については、手数料を徴収するものとし、その額は、次のとおりとする。	第9条 町が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分については、手数料を徴収する。													
(1) ごみ 無料	2 手数料の額は、次のとおりとする。													
(2) し尿 1リットルにつき10.8円(消費税相当額を含む。)。ただし、処理量に乗じて得た額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。	(1) ごみ <table><tr><th>種別</th><th>手数料</th></tr><tr><td rowspan="4">一般家庭廃棄物</td><td>可燃物 指定収集袋45リットル用1枚につき20円</td></tr><tr><td>指定収集袋20リットル用1枚につき10円</td></tr><tr><td>不燃物 指定収集袋30リットル用1枚につき20円</td></tr><tr><td>資源物 指定収集袋45リットル用1枚につき12円</td></tr><tr><td colspan="2">粗大ごみ 指定収集シール1枚につき300円</td></tr><tr><td colspan="2">一般家庭から排出されたごみで、臨時に小峰クリーンセンターへ自ら搬入するものの 事業系一般廃棄物で、小峰クリーンセンターへ搬入するもの</td></tr><tr><td colspan="2">10キログラムまでは100円（消費税相当額を含む。）とし、10キログラムを超える場合は、その超える部分について10キログラムごとに100円を加算する。</td></tr></table>	種別	手数料	一般家庭廃棄物	可燃物 指定収集袋45リットル用1枚につき20円	指定収集袋20リットル用1枚につき10円	不燃物 指定収集袋30リットル用1枚につき20円	資源物 指定収集袋45リットル用1枚につき12円	粗大ごみ 指定収集シール1枚につき300円		一般家庭から排出されたごみで、臨時に小峰クリーンセンターへ自ら搬入するものの 事業系一般廃棄物で、小峰クリーンセンターへ搬入するもの		10キログラムまでは100円（消費税相当額を含む。）とし、10キログラムを超える場合は、その超える部分について10キログラムごとに100円を加算する。	
種別	手数料													
一般家庭廃棄物	可燃物 指定収集袋45リットル用1枚につき20円													
	指定収集袋20リットル用1枚につき10円													
	不燃物 指定収集袋30リットル用1枚につき20円													
	資源物 指定収集袋45リットル用1枚につき12円													
粗大ごみ 指定収集シール1枚につき300円														
一般家庭から排出されたごみで、臨時に小峰クリーンセンターへ自ら搬入するものの 事業系一般廃棄物で、小峰クリーンセンターへ搬入するもの														
10キログラムまでは100円（消費税相当額を含む。）とし、10キログラムを超える場合は、その超える部分について10キログラムごとに100円を加算する。														
備考 指定収集袋及び指定収集シールの1枚当たりの額は、消費税相当額を含まない額とする。														
(2) し尿 1リットルにつき10.8円（消費税相当額を含む。）。ただし、処理量に乗じて得た額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。														

	(指定収集袋等による手数料の納付)
	第10条 <u>ごみの収集、運搬及び処分にかかる手数料については、町が指定するごみ袋（以下この条において「指定収集袋」という。）又は粗大ごみに貼るシール（以下この条において「指定収集シール」という。）を購入する方法により納付するものとする。</u>
	2 <u>指定収集袋及び指定収集シールの取扱いに関し必要な事項は、規則で定める。</u>
	(手数料の減免)
	第11条 <u>町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を減額し、又は免除することができる。</u>
	(1) <u>ボランテニア清掃により生じた一般廃棄物を処分しようとするとき。</u>
	(2) <u>震災、風水害、火災その他これらに類する災害により生じた一般廃棄物を処分しようとするとき。</u>
	(3) <u>前2号に掲げるもののほか、町長が公益上必要と認めるとき。</u>
	(一般廃棄物処理の届出)
	第12条 略
	(一般廃棄物の収集運搬業の許可)
	第13条 略
	(許可の取消し及び停止)
	第14条 略
	(委任)
	第15条 略
	(一般廃棄物処理の届出)
	第10条 略
	(一般廃棄物の収集運搬業の許可)
	第11条 略
	(許可の取消し及び停止)
	第12条 略
	(委任)
	第13条 略